

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			

警 務 第 1 1 0 号
令 和 7 年 6 月 1 3 日

各 警 察 署 長 殿

警 務 部 長

審査基準の改定について

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第2項に基づく犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和2年12月15日付け警察庁丙給厚発第132号別添。以下「留意事項通達」という。）を参照としているところ、令和7年5月27日付けで留意事項通達が改正されたことに伴い、別添のとおり、行政手続法（平成5年法律第88号）における審査基準を改定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

担当：警務課犯罪被害者支援室

法令名：犯罪被害者等早期援助団体に関する規則
根拠条項：第3条第2項
処分の概要：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法令の定め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項及び第2項(犯罪被害者等早期援助団体) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第1条(指定の申請)、第4条(指定)、第5条(犯罪被害相談員等の要件)
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和7年5月27日付け警察庁丙犯被発第8号）の別添を参照して行うものとする。
処理期間：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申請先：青森県警察本部
問い合わせ先：青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 (電話番号 017-723-4211)
備考：